

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	自然公園法			法令番号	昭和32年法律第161号		
手続名	譲渡による公園事業の承継の承認（国定公園）			根拠条項	第16条第4項で準用する第12条第1項		
審査基準	<p>自然公園法第16条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、分譲型ホテル等については、次の①、②のいずれにも適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① 以下のア イ ウ のいずれにも適合するもの。</p> <p>ア 特定の者が独占的に利用する客室を設けないこと。</p> <p>イ 公園施設の年間延べ宿泊可能客室数のうち、7割以上について、一般の利用者の宿泊の機会が確保されていること。</p> <p>ウ 季節性の強いエリアにおいては、ハイシーズンも、一定数の客室において、一般の利用者の宿泊の機会が確保されていること。</p> <p>② 以下のア イ のいずれかに適合するもの。</p> <p>ア 廃業施設や休業施設が目立つエリアの再活性化や上質化に資すると判断されるもの。</p> <p>イ 風致景観の保護上支障を来している廃屋や老朽化施設の改築、増築又は建替えにより実施されるもの。</p> <p>(2) 譲渡承継後に安全性及び利用上の快適性を確保するため適切に管理又は経営がなされるものであること。</p> <p>(3) 前号のほか、譲渡承継後の公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。</p> <p>(4) 譲受人が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。</p> <p>(5) 譲受人が、国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>(6) 他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、譲受人が、その許可等を得られる見込みがあること。</p> <p>(7) 申請の事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p>						
	受付 機関	有明海再生・環 境課	処理 機関	有明海再生・環境 課	交付 機関	有明海再生・環境 課	標準処理期間 一日
						標準経由期間 日	No.